

## 道路法に基づく占用料等の督促時における手数料

### (1) 概要

道路法に基づき納付すべき占用料、連結料等を納付しないものがある場合には、道路管理者（高速道路の場合は機構）は督促状により督促を行わなければならないものとされています。

督促に伴い機構にお支払いいただく手数料は、督促状1通につき通常郵便はがきの料金の額（63円）となっています。

### (2) 参考法令（抜粋）

#### （道路法）

第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

#### （道路法施行令）

第37条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

#### （第2項以下省略）

#### （国土交通省告示第281号）

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第37条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める手数料の額を次のように定める。

道路法施行令第37条第1項の規定により国土交通大臣が定める手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第22条第1項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。